

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 7日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県半田市日東町4番地29

氏 名 株式会社アドヴィックス

半田工場工場長 森本 祥之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 050-3094-5133

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社アドヴィックス 半田工場
事業場の所在地	愛知県半田市日東町4番地29
計画期間	令和6年4月1日より令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	31 輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	製造品出荷額：企業機密のため非公開
③ 従業員数	2800人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>廃プラスチック類（以下、廃プラ類）→中間処理業者にて破碎後、固形燃料(RPF)化または焼却。</p> <p>木くず→中間処理業者にて破碎後、固形燃料（RDF）化。</p> <p>廃油（工程）→中間処理業者にて焼却又は油水分離。</p> <p>廃油（排水）→当社にて濃縮後、中間処理業者のエマルジョン燃料化。</p> <p>汚泥→中間処理業者にて焼却。</p> <p>廃アルカリ/廃酸→中和処理後、一部セメント材料として再資源化。</p> <p>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず →中間処理業者にて熔融後に再資源化し、一部は埋立処理。</p> <p>電池類等、水銀回収義務付け製品以外の水銀製品 →破碎後、金属くず部分を回収。</p> <p>金属くず→中間処理業者にて焼却。</p>

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
半田工場 — 工場管理室 — 環境グループ — 廃棄物管理部署 — 生産管理室 — 製造1室・製造2室・製造3室 — 保全室 — 技術員室 — 3本柱推進グループ — 原価グループ — 品質改善グループ		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組) ブレーキフルード廃油は、今まで産業廃棄物として処理業者にて焼却処理していた。ブレーキフルード廃油を、エマルジョン燃料として活用できる業者への売却に切替することで、それにより220t/年の産業廃棄物の発生を低減した。 改善効果：220 t/年の産業廃棄物低減。	
②計画	【今年度（令和6年度）目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	別紙のとおり
	(今後実施する予定の取組) ・加工工程、洗浄工程の自主保全を図り、液漏れを低減・撲滅することで、廃却している廃液の低減を図る。 ・製品不良数低減活動により、インプットのロスを低減することで、結果としてアウトプットのロスである産業廃棄物の低減を図る。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ類・・・硬質廃プラ、金属複合品、油付廃プラ、軟質廃プラ 廃油・・・油脂の種類毎に保管。(納入缶を使用) 有価物混入防止のため、27種類の区分を廃棄物一時保管場所に掲示。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新設製造ラインより排出される産業廃棄物の事前把握 必要に応じた新規分別区分の追加	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 「自ら行う産業廃棄物の再生利用」は無し。	
②計画	【今年度（令和6年度）目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 現時点では「自ら行う産業廃棄物の再生利用」の予定無し。	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4627 t
(これまでに実施した取組) 工場排水の処理にあたり蒸気吐出により水分を除去し濃縮向上を図っている。		
②計画	【今年度（令和6年度）目標】	
	産業廃棄物の種類	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5055 t
(今後実施する予定の取組) 工場排水の処理にあたり11.7倍の濃縮をしている。取組として、工場排水の適切な処理装置へ振分けと、工場排水監視による発生量低減の活動を継続し、廃油の処理委託量の発生抑制を行う。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	（これまでに実施した取組） 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分」は無し。	
②計画	【今年度（令和6年度）目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	（今後実施する予定の取組） 現時点では「自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分」の予定無し。	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり
	（これまでに実施した取組） ・当社委託の優良認定処理業者 収集運搬業者：富士石油運輸、サンエイ、ダイセキ、豊栄化学、三岐通運、丸安運輸、キトー、トーエイ、アイザック・トランスポート 廃棄物処理業者：豊田ケミカルエンジニアリング、サンエイ、三河代用燃料、ダイセキ、豊栄化学、アビツ、キトー、トーエイ、中部リサイクル、アイザック ・当社委託の認定熱回収業者：豊田ケミカルエンジニアリング 産業廃棄物処理委託の判断基準の1つとして優良認定処理業者、認定熱回収業者であるかどうかを活用。	

②計画	【今年度（令和6年度）目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>廃棄物処理委託の業者選定の際は、優良認定業者の認定有無だけではなく、業者を現地現物で確認して総合的に勘案する必要があると当社では考えている。</p> <p>「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」に基づく収集運搬業者、処理業者確認結果を踏まえながら、廃棄物処理委託の業者選定をする。</p>	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
【前年度(令和5年度)実績】										
産業廃棄物の種類	廃油	廃プラ類	廃アルカリ	廃酸	木くず	汚泥	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(水銀製品)電池類等、水銀回収義務付け製品以外の製品	金属くず	合計
排出量	5,310	197	17	0.3	6	46	15	0.7	0.1	5,592
【今年度(令和6年度)目標】										
産業廃棄物の種類	廃油	廃プラ類	廃アルカリ	廃酸	木くず	汚泥	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(水銀製品)電池類等、水銀回収義務付け製品以外の製品	金属くず	合計
排出量	5,801	215	19	0.3	7	51	16	0.8	0.1	6,110

産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
【前年度(令和5年度)実績】										
産業廃棄物の種類	廃油	廃プラ類	廃アルカリ	廃酸	木くず	汚泥	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(水銀製品)電池類等、水銀回収義務付け製品以外の製品	金属くず	合計
全処理委託量	683	197	17	0.3	6	46	15	0.7	0.1	965
自ら中間処理により減量した量	4,627	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	4,627
優良認定処理業者への処理委託量	683	197	17	0.3	6	46	9	0.7	0.1	959
再生利用者への処理委託量	505	127	17	0.3	6	3	6	0.7	0.0	665
認定熱回収業者への処理委託量	178	5	0	0.0	0	38	6	0.0	0.1	227
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0
【今年度(令和6年度)目標】										
産業廃棄物の種類	廃油	廃プラ類	廃アルカリ	廃酸	木くず	汚泥	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(水銀製品)電池類等、水銀回収義務付け製品以外の製品	金属くず	合計
全処理委託量	746	215	19	0.3	7	50	16	0.8	0.1	1,054
自ら中間処理により減量した量	5,055	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	5,055
優良認定処理業者への処理委託量	746	215	19	0.3	7	50	10	0.8	0.1	1,048
再生利用者への処理委託量	552	139	19	0.3	7	3	7	0.8	0.0	727
認定熱回収業者への処理委託量	194	5	0	0.0	0	42	7	0.0	0.1	248
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0